

公 売 公 告

1 入札及び開札の日時

平成27年 10月26日(月) 14時00分締切 即時開札

2 入札及び開札の場所 三陸北部森林管理署 会議室

3 売払物件

(1) 物件所在地、種類、樹種、数量、売払番号、搬出期間、引渡期間は、別紙売払物件一覧表及び売払物件明細書のとおりです。

(2) 引渡期限、期間

代金納入の日又は延納担保提供の日から15日以内とします。

4 郵便入札 認めます。

(1) 郵便入札による時は、封筒を二重に使用し、その内封筒には入札書を、その外封筒には一般競争参加資格決定通知書の写しを入れ、書留郵便又は配達証明郵便でお送りください。

(2) 送付先は、〒027-0022 岩手県宮古市磯鶏石崎4番6号 三陸北部森林管理署としてください。

(3) 郵便入札は、平成27年10月23日(金) 17時までに到着しなければ無効となります。

(4) 郵便入札の場合で、入札当日の開札に参加できない場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札には参加できません。

5 契約の締結期限 落札決定日から20日以内とします。

6 代金の納入期限 契約締結の日から起算して20日以内とします。

7 代金の延納 法令に定めるところにより認めます。

(1) 延納期間は、法令に定める範囲内とします。

(2) 延納利息は、法令に定めにより延納利率は0.91%とします。

(3) 延納担保の提出期限は、契約締結の日から起算して20日以内とします。

8 特約事項

別紙売払物件明細書の特記事項に記載のとおりです。

9 入札条項及び入札条件並びに別紙売払物件明細書を示す場所

岩手県宮古市磯鶏石崎4番6号

三陸北部森林管理署 総務グループ

電話番号 0193-62-6448

平成27年10月8日

分任契約担当官

三陸北部森林管理署長 小西 秀夫

入 札 条 件

1 競争入札の資格

森林管理局長から、一般競争参加資格決定通知書の交付を受けた者でなければ、入札に参加できません。

2 資格認定

(1) 入札参加者は、一般競争参加資格決定通知書あるいは一般競争参加有資格証明書を持参のうえ、受付に提示し確認を受けてください。

(2) 入札参加者が代理人のときは、委任状を提出しなければなりません。

3 売払物件の熟覧等

別紙の売払物件証明書のとおりですから、契約書案を参照し、現物熟覧のうえ、国有林野事業林産物売買契約約款を遵守して入札してください。

なお、概算売払の場合は、これから生産する見込みの物件ですから、現物は熟覧できませんので、物件内訳書によって入札してください。

4 入札の方法

(1) 入札は売払番号毎に、総額入札で行います。

(2) 入札書には、売払番号、入札金額、森林管理署名、入札者名、入札年月日を記載し、入札締切時刻前に入札箱に入れてください。

(3) いったん入札箱に入れた入札書は引換え、変更又は取消しをすることができません。

(4) 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自分の入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

5 落札の決定

(1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。ただし、同金額の最高入札者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決めます。

(2) 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。また、どのような理由によっても落札を無効にすることはできません。

6 入札保証金

免除します。ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額（入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、違約金を森林管理署長が指定する日まで納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、競争参加資格の取消し、又は一般競争参加資格決定通知書を交付しないことがあります。

8 無効な入札

- (1) 競争参加不適格者が入札したもの。
- (2) 入札参加資格のない者、又は入札参加資格者として確認できない者の入札したもの。
- (3) 汚染、損傷、又は記入漏れ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。
- (4) 署名（本人が署名したものは押印がなくてもよい。）又は記名（本人が署名せず他人が書いたり、ゴム印等で指名を表示したもの）押印いずれもないもの。
- (5) 単価で入札したもの。
- (6) 合同入札のときは、宛先森林管理署名の確認ができないもの。
- (7) 代理人が入札する場合で、委任状の提出のないもの及び入札書に代理人の署名又は記名押印いずれもないもの。

9 契約の成立

契約は、契約書を作成し、分任契約担当官が契約の相手方とともに記名押印したときに成立します。

10 契約書案

契約書案は、当森林管理署に備えておりますから閲覧ください。

11 入札書用紙

入札書の用紙は、最寄りの森林管理署等又は当日入札場の受付から受け取ってください。

12 入札は、当該物件の消費税を除いた金額で行ってください。

13 入札に際し、誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記したとしても、また、このことに気づき落札以前に訂正又は、取消の申し出があったとしても、当該入札書は消費税を除いた金額を記入したものと見なし、有効として処理し、誤りの訂正、取消等は認めません。

14 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税8%を加算した金額となります。

この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は、切り捨てとします。

15 契約締結以降当該契約において、特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された総契約金額が対象となります。

16 暴力団排除に関する誓約事項

- (1) 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第1号）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
- (2) 暴力団排除に関する誓約事項（様式第1号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

- 17 本物件の売買契約書には「本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当って森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である」と記載されますので、この記載内容をもって木質バイオマス証明に代えることとします。

様式第1号

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1 及び2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

売 払 物 件 一 覧 表

平成27年度 第6回 資格付一般競争入札

施行年月日：平成27年10月26日

施行場所：三陸北部森林管理署

施行方法：単独

資格付一般競争

三陸北部森林管理署

売 払 番 号	物 件 所 在 地	伐 採 種	樹 材 種	面 積 (ha)	本 数 (本)	材 積 (m3)	搬出期間	入 札 結 果				
								応札枚数	番札	応札者氏名	応札金額(税抜)	落否
1	岩手県宮古市津軽石 藤畑国有林 7か林小班 (分収育林、宮古担当区内)	皆伐	スギ 外4種 生立木	2.75	2,508	1,604.10	36ヶ月					
2	岩手県下閉伊郡山田町大字大沢字 寺地越国有林 14い林小班 (分収育林、山田担当区内)	皆伐	スギ 外5種 生立木	2.80	2,933	1,629.88	36ヶ月					
3	岩手県下閉伊郡山田町大字織笠字 外山国有林 40れ林小班外 (分収育林、山田担当区内)	皆伐	スギ 外5種 生立木	2.94	2,418	1,745.09	36ヶ月					
4	岩手県宮古市赤前 長洞山国有林 4お林小班 (分収造林、宮古担当区内)	皆伐	アカマツ 外11種 生立木	7.76	6,231	2,006.93	36ヶ月					

現 地 案 内

3 物件を、下記日程によりご案内いたしますので、お知らせします。

売払番号	案 内 日 時	集 合 場 所	案 内 者	
1	2号物件終了後		主任森林整備官 (経営・ふれあい) 森林官 (宮古担当区)	
2	平成27年10月19日(月) 午後1:00	ローソン 山田町大沢店 駐車場	主任森林整備官 (経営・ふれあい) 首席森林官 (豊間根・山田担当区)	
3	平成27年10月19日(月) 午前10:00	ローソン 山田町織笠店 駐車場	主任森林整備官 (経営・ふれあい) 首席森林官 (豊間根・山田担当区)	
4	1号物件終了後		主任森林整備官 (経営・ふれあい) 森林官 (宮古担当区)	

売 払 物 件 明 細 書

売払番号	第 1 号	物件所在地	岩手県宮古市津軽石 藤畑国有林 7か林小班	搬出期間	36ヶ月
伐採の方法	皆伐				
面 積	2.75 ha				

樹 種	種 類	本 数 (本)	幹 材 積 (m3)	特 記 事 項
スギ	生立木	1,595	1,210.37	1 本物件の樹齢は、50年生です。 ただし、この樹齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の樹齢とは必ずしも合致しないこともありますので、ご承知おき下さい。 2 伐採した立木の残材や末木枝条等を、沢縁・土場敷・林道沿線等に放置しないで下さい。残材や末木枝条等も搬出期間内に整理して下さい。 3 沢及び沢縁を集材する必要がある場合は、河川を汚濁して下流の民生に被害を与えることのないよう、必要な防止措置を講じて下さい。 4 本物件以外の箇所は保安林となっています。保安林協議のため作業着手前に作業仕組計画書の提出が必要となり、諸手続きに4週間程度の期間を要します。 5 搬出等に当たって、林道等を損壊した場合は買受者の責において修繕していただきます。また、採石等の敷き込みも買受者で行っていただきます。 6 本物件は分収育林です。分収木に関する特約事項は別紙に記載しています。なお、費用負担者(緑のオーナー)は4名(8口)で、分収割合は官収:51.66%、民収:48.34%です。 7 本物件の搬出の際には、民有林を通過します。民有林の土地使用条件等についての特約事項は別紙に記載しています。 8 本物件の搬出の際には、宮古射撃場を通過します。土日祝日については宮古射撃場の営業日であり通過できませんのでご承知おきください。 9 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署へ連絡し、森林管理署長の指示に従って下さい。 10 作業着手前には管轄森林事務所へ入林届の提出をお願いします。また、作業実行に当たっては、労働安全の諸法令を遵守し、災害発生時には速やかに森林管理署等に連絡して下さい。
アカマツ	〃	88	66.57	
スギNA	〃	599	216.00	
アカマツNA	〃	201	107.15	
N 計		2,483	1,600.09	
LA	生立木	25	4.01	
L 計		25	4.01	
売払 1 号 合計		2,508	1,604.10	

主要樹種径級別本数内訳		
	スギ	
	本数 (本)	材積 (m3)
10cm以下	0	0.00
12cm	0	0.00
14cm	0	0.00
16cm	4	0.52
18cm	11	2.09
20cm	37	9.25
22cm	77	23.87
24cm	124	48.36
26cm	161	70.84
28cm	171	92.34
30cm	219	142.35
32cm	159	116.07
34cm	178	151.30
36cm	155	147.25
38cm	88	96.80
40cm	89	112.14
42cm	45	63.45
44cm	39	62.01
46cm	19	33.82
48cm	12	22.92
50cm	5	10.47
52cm	2	4.52
54cm	0	0.00
56cm以上	0	0.00
計	1,595	1,210.37

別紙

分 収 木 に 関 す る 特 約 事 項 （藤畑7林班か小班 分収育林）

- 1 売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額（以下「官収分」という）についてのみ認めるものとし、分収権者の分収金に相当する金額（以下「民収分」という。）については、現納とします。
- 2 本物件の搬出に際し、民有地を通過する際の車廻しの支障木（オニグルミ 外2本）及び土地使用料について100,000円で同意を得ているので、買受者により別途指示する土地所有者へ支払うこと。

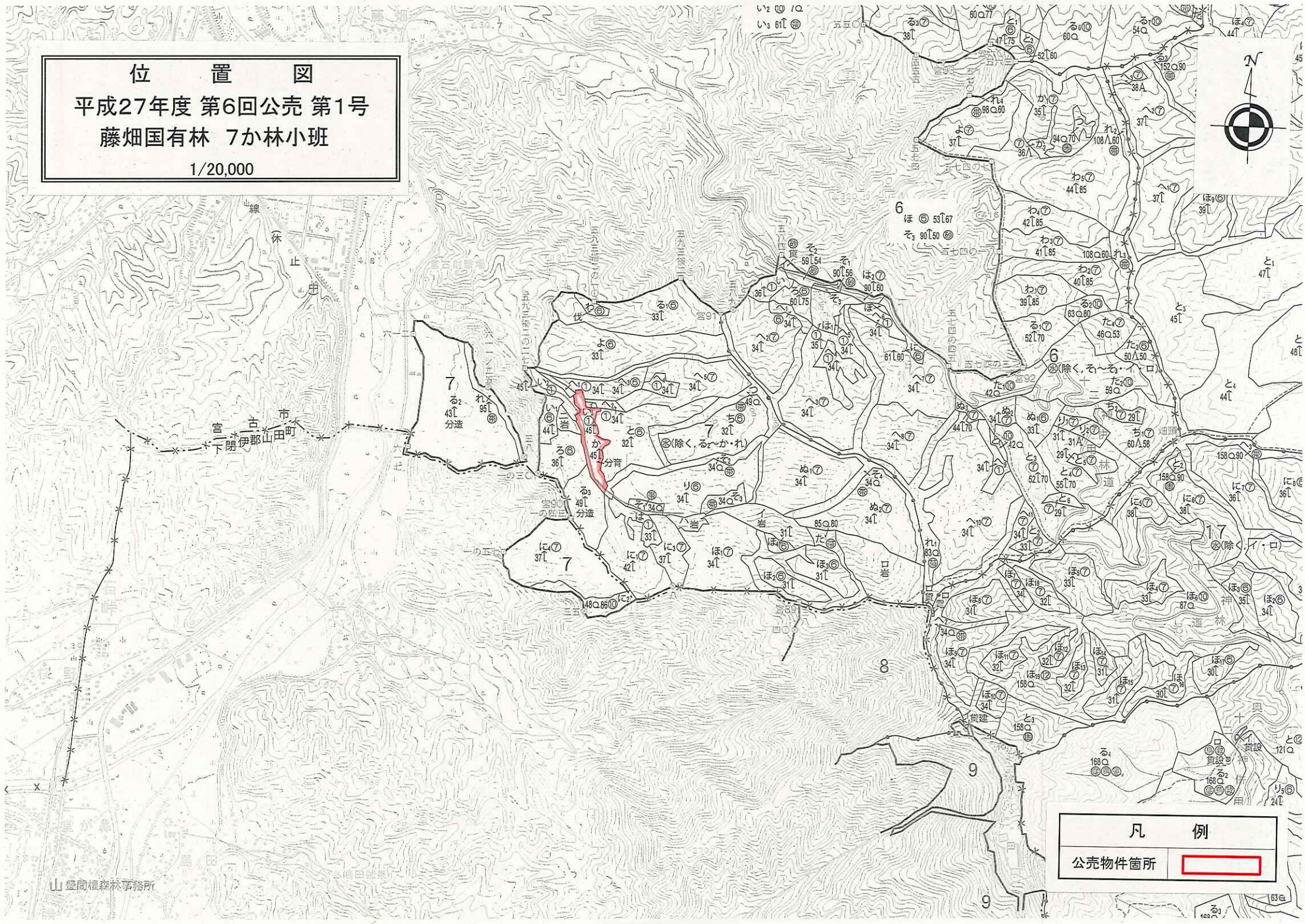
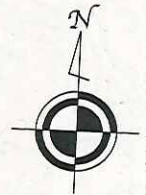
また、民有地の土地使用終了後は、残材、端材を放置せず整理をおこない原状回復すること。

位置図

平成27年度 第6回公売 第1号

藤畑国有林 7か林小班

1/20,000

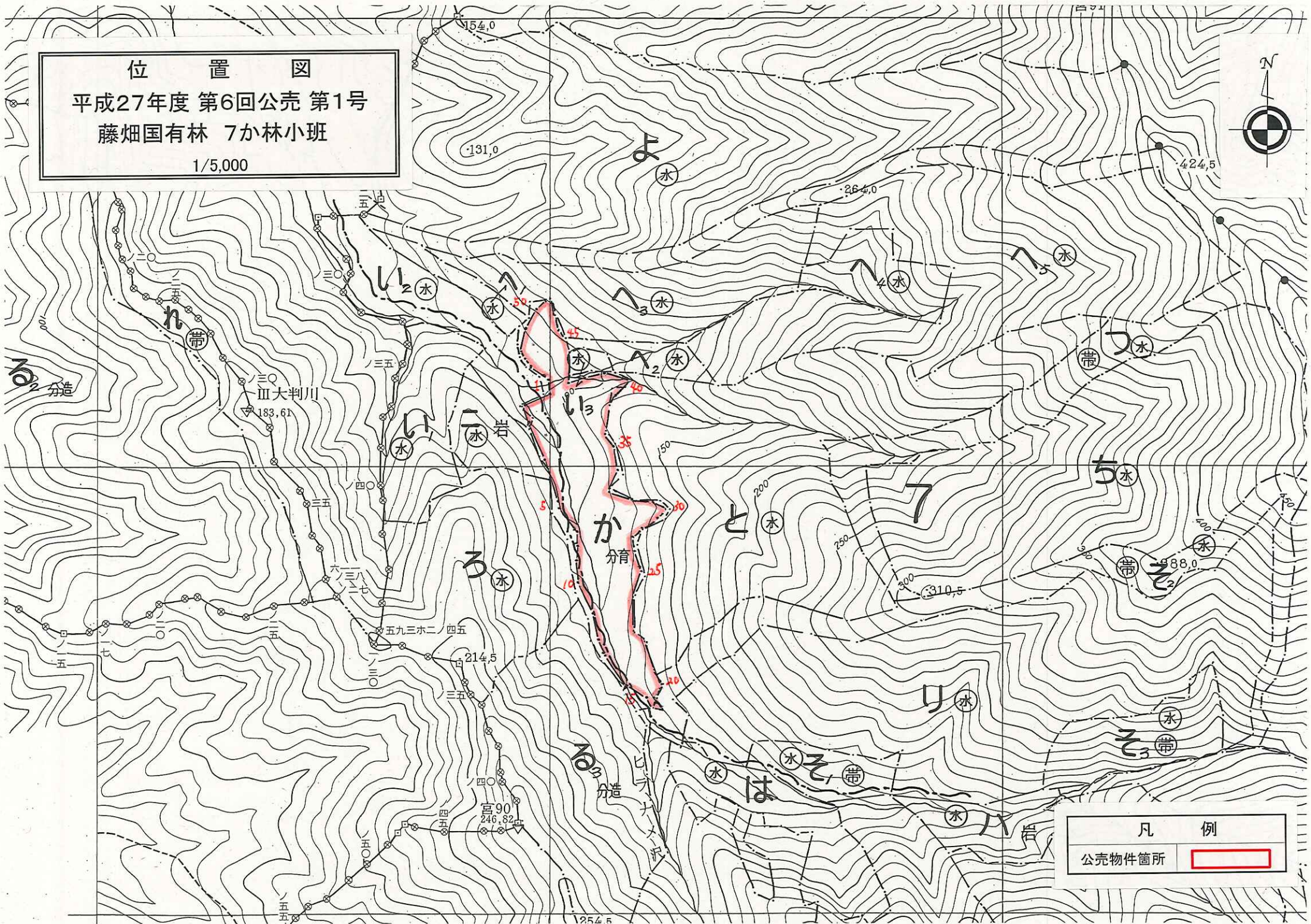


凡 例

公売物件箇所



位置図
平成27年度 第6回公売 第1号
藤畑国有林 7か林小班
1/5,000



凡例
公売物件箇所 



藤畑国有林7林班か小班

売 払 物 件 明 細 書

売払番号	第 2 号	物件所在地	岩手県下閉伊郡山田町大字大沢字 寺地越国有林 14い林小班	搬出期間	36ヶ月
伐採の方法	皆伐				
面 積	2.80 ha				

樹 種	種 類	本 数 (本)	幹 材 積 (m3)	特 記 事 項
スギ	生立木	2,130	1,346.30	1 本物件の樹齢は、51年生です。 ただし、この樹齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の樹齢とは必ずしも合致しないこともありますので、ご承知おき下さい。 2 伐採した立木の残材や末木枝条等を、沢縁・土場敷・林道沿線等に放置しないで下さい。残材や末木枝条等も搬出期間内に整理して下さい。 3 沢及び沢縁を集材する必要がある場合は、河川を汚濁して下流の民生に被害を与えることのないよう、必要な防止措置を講じて下さい。 4 本物件以外の箇所は保安林となっています。保安林協議のため作業着手前に作業仕組計画書の提出が必要となり、諸手続きに4週間程度の期間を要します。 5 搬出等に当たって、林道等を損壊した場合は買受者の責において修繕していただきます。また、採石等の敷き込みも買受者で行っていただきます。 6 本物件は分収育林です。分収木に関する特約事項は別紙に記載しています。なお、費用負担者(緑のオーナー)は7名(8口)で、分収割合は官収:52.89%、民収:47.11%です。 7 本物件の搬出の際には、民有林を通過します。民有林の土地使用条件等についての特約事項は別紙に記載しています。 8 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署へ連絡し、森林管理署長の指示に従って下さい。 9 作業着手前には管轄森林事務所へ入林届の提出をお願いします。また、作業実行に当たっては、労働安全の諸法令を遵守し、災害発生時には速やかに森林管理署等に連絡して下さい。
アカマツ	〃	42	29.37	
スギNA	〃	590	166.23	
アカマツNA	〃	159	86.39	
ヒノキNA	〃	2	0.41	
N 計		2,923	1,628.70	
LA	生立木	10	1.18	
L 計				
売払 2 号 合計		2,933	1,629.88	

主要樹種径級別本数内訳		
	スギ	
	本数 (本)	材積 (m3)
10cm以下	0	0.00
12cm	0	0.00
14cm	0	0.00
16cm	8	1.12
18cm	25	4.75
20cm	113	28.25
22cm	158	48.98
24cm	236	84.96
26cm	279	122.76
28cm	256	138.24
30cm	271	165.31
32cm	238	173.74
34cm	199	169.15
36cm	138	131.10
38cm	64	70.40
40cm	66	83.16
42cm	40	56.40
44cm	22	34.98
46cm	8	14.24
48cm	3	5.56
50cm	3	6.03
52cm	0	0.00
54cm	2	4.72
56cm以上	1	2.45
計	2,130	1,346.30

別紙

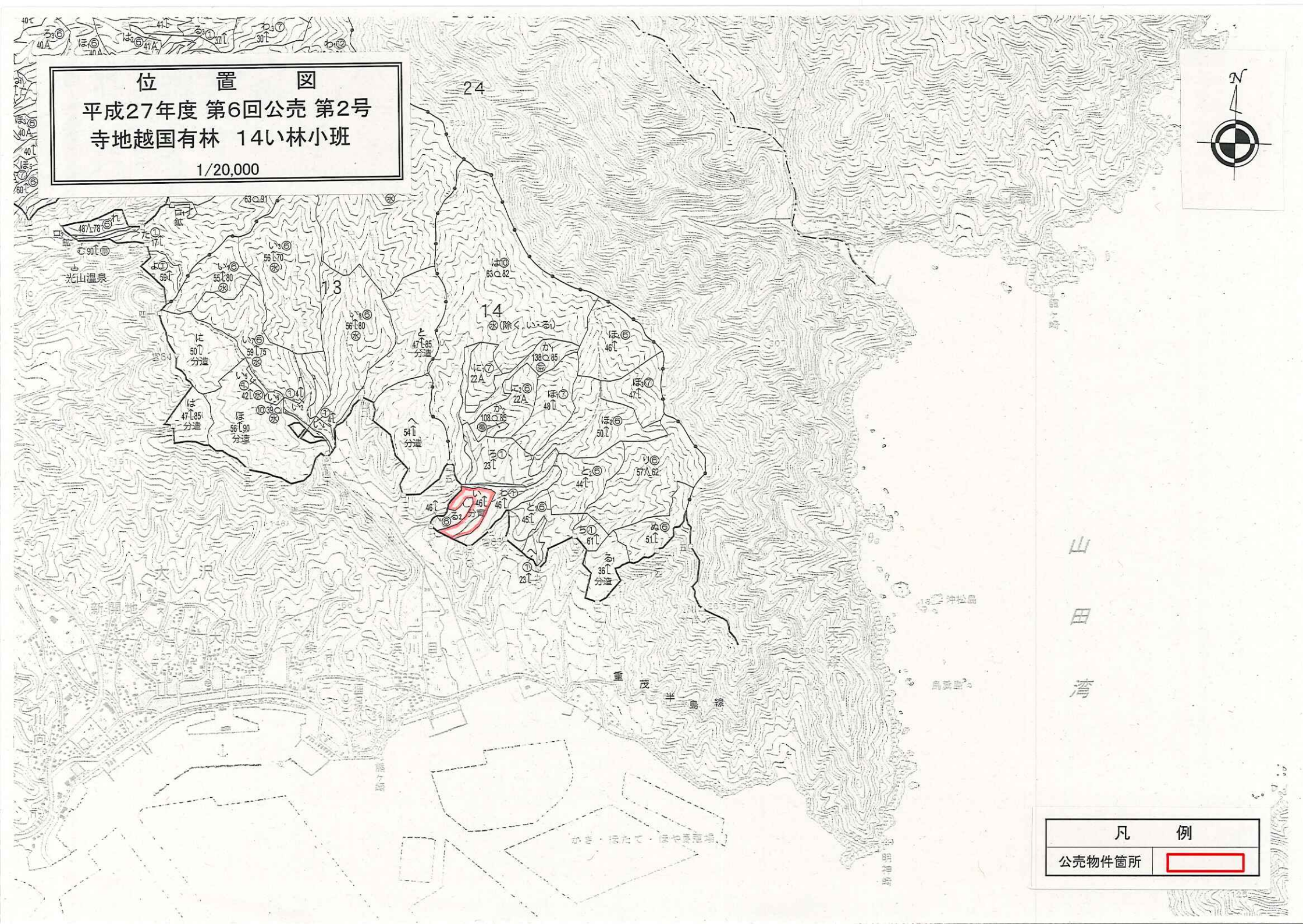
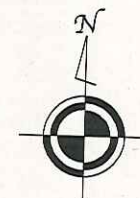
分 収 木 に 関 す る 特 約 事 項 （寺地越14林班い小班 分収育林）

- 1 売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額（以下「官収分」という）についてのみ認めるものとし、分収権者の分収金に相当する金額（以下「民収分」という。）については、現納とします。
- 2 本物件の搬出に際し、5名の方の民有地を通過します。民有地を通過する際の土地使用料について計31,200円で同意を得ているので、買受者により別途指示する土地所有者へ支払うこと。

また、民有地の土地使用終了後は、残材、端材を放置せず整理をおこない原状回復すること。

位置図
平成27年度 第6回公売 第2号
寺地越国有林 14い林小班

1/20,000

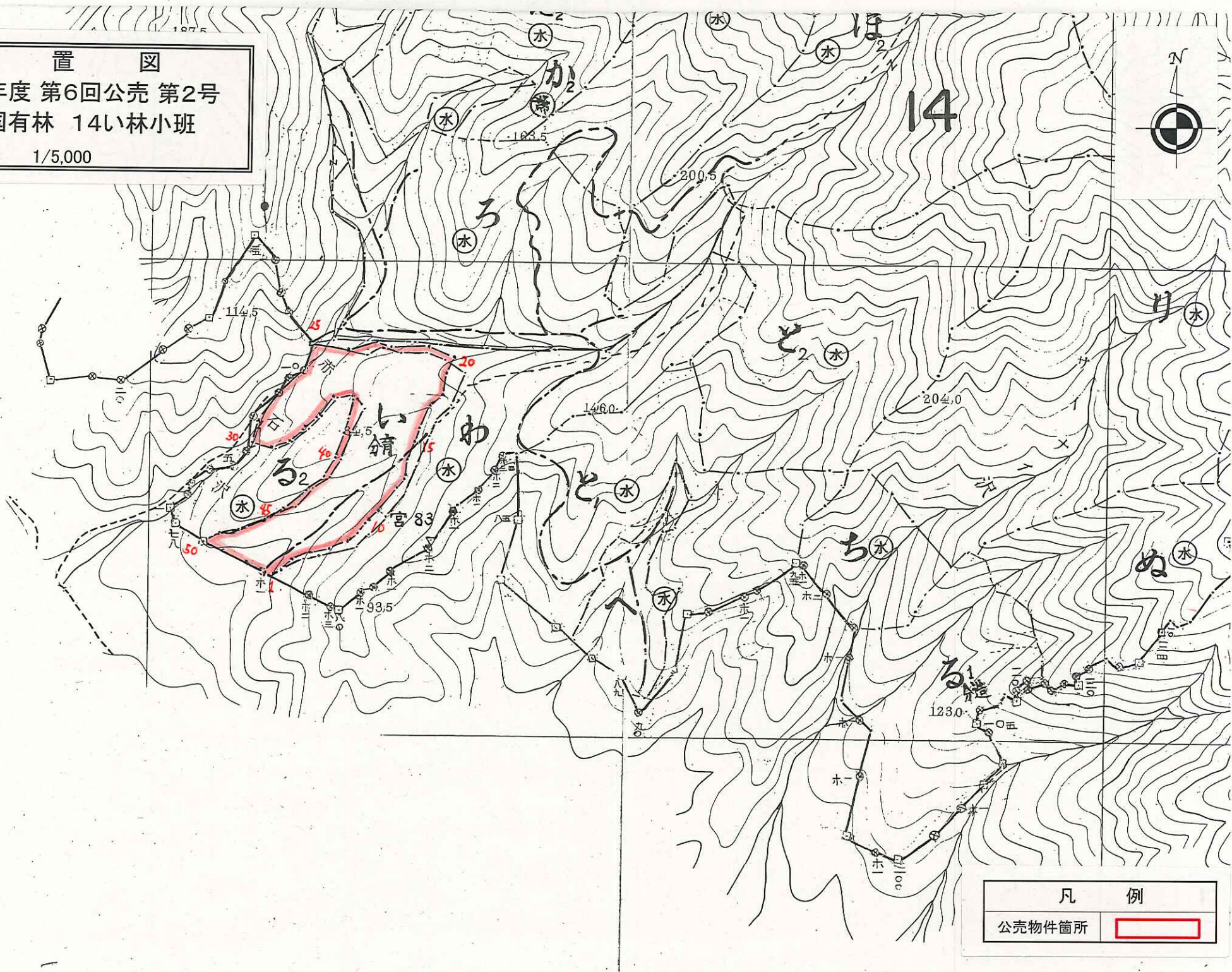


凡 例

公売物件箇所



位置図
平成27年度 第6回公売 第2号
寺地越国有林 14い林小班
1/5,000



凡 例	
公売物件箇所	



寺地越国有林14林班い小班

売 払 物 件 明 細 書

売払番号	第 3 号	物件所在地	岩手県下閉伊郡山田町大字織笠字 外山国有林 40れ林小班外	搬出期間	36ヶ月
伐採の方法	皆伐				
面 積	2.94 ha				

樹 種	種 類	本 数 (本)	幹 材 積 (m3)	特 記 事 項
スギ	生立木	1,432	1,276.38	1 本物件の樹齢は、50～51年生です。 ただし、この樹齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の樹齢とは必ずしも合致しないこともありますので、ご承知おき下さい。 2 伐採した立木の残材や末木枝条等を、沢縁・土場敷・林道沿線等に放置しないで下さい。残材や末木枝条等も搬出期間内に整理して下さい。 3 沢及び沢縁を集材する必要が生じた場合は、河川を汚濁して下流の民生に被害を与えることのないよう、必要な防止措置を講じて下さい。 4 本物件以外の箇所は保安林となっています。保安林協議のため作業着手前に作業仕組計画書の提出が必要となり、諸手続きに4週間程度の期間を要します。 5 搬出等に当たって、林道等を損壊した場合は買受者の責において修繕していただきます。また、採石等の敷き込みも買受者で行っていただきます。 6 本物件の一部が、民有地に接しています。境界標を損傷したり、許可無く民有地に立ち入らないようにお願いします。 7 本物件は分収育林です。分収木に関する特約事項は別紙に記載しています。 なお、費用負担者(緑のオーナー)は5名(7口)で、分収割合は官収:53.89%、民収:46.11%です。 8 本物件の搬出の際には、民有林を通過します。民有林の土地使用条件等についての特約事項は別紙に記載しています。 9 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署へ連絡し、森林管理署長の指示に従って下さい。 10 作業着手前には管轄森林事務所へ入林届の提出をお願いします。また、作業実行に当たっては、労働安全の諸法令を遵守し、災害発生時には速やかに森林管理署等に連絡して下さい。
スギNA	〃	929	460.23	
N計		2,361	1,737	
クリ	生立木	1	0.55	
ケヤキ	〃	1	0.61	
その他広葉樹	〃	1	0.34	
LA	〃	54	6.98	
L計		57	8.48	
売払 3 号 合計		2,418	1,745.09	

主要樹種径級別本数内訳		
	スギ	
	本数 (本)	材積 (m3)
10cm以下	0	0.00
12cm	0	0.00
14cm	0	0.00
16cm	0	0.00
18cm	2	0.36
20cm	18	4.44
22cm	44	13.64
24cm	86	33.54
26cm	90	40.47
28cm	148	79.92
30cm	144	93.60
32cm	169	125.37
34cm	175	151.80
36cm	155	157.35
38cm	114	131.10
40cm	109	140.21
42cm	62	91.14
44cm	40	63.60
46cm	37	65.86
48cm	15	28.65
50cm	13	26.78
52cm	2	4.62
54cm	2	4.92
56cm以上	7	19.01
計	1,432	1,276.38

売払物件林小班別数量内訳書

第 3 号物件

単位：本数(本)、材積(m3)

[illegible]

別紙

分 収 木 に 関 す る 特 約 事 項 （外山40林班れ小班外 分収育林）

- 1 売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額（以下「官収分」という）についてのみ認めるものとし、分収権者の分収金に相当する金額（以下「民収分」という。）については、現納とします。
- 2 本物件の搬出に際し、民有地の通過及び土場敷としての利用について無償利用の同意を得ています。
また、民有地の土地使用終了後は、残材、端材を放置せず整理をおこない原状回復すること。

位置図
平成27年度 第6回公売 第3号
外山国有林 40れ林小班外
1/20,000

- | | | |
|-----------|---------|-------|
| ち ⑦ 61Q68 | ろ ⑥ 38A | ろ ② ⑦ |
| ち ⑦ 61Q74 | り ⑦ 36L | に ⑦ |
| る ② 46L | り ① | |
| | る ① 39 | |
| | る ② 34 | |
| | わ 34 | |



- 42
- に ③ 60Q92 新共
 - に ⑤ 112Q 新共
 - に ⑪ 36Q 新共
 - か 60Q91 新共

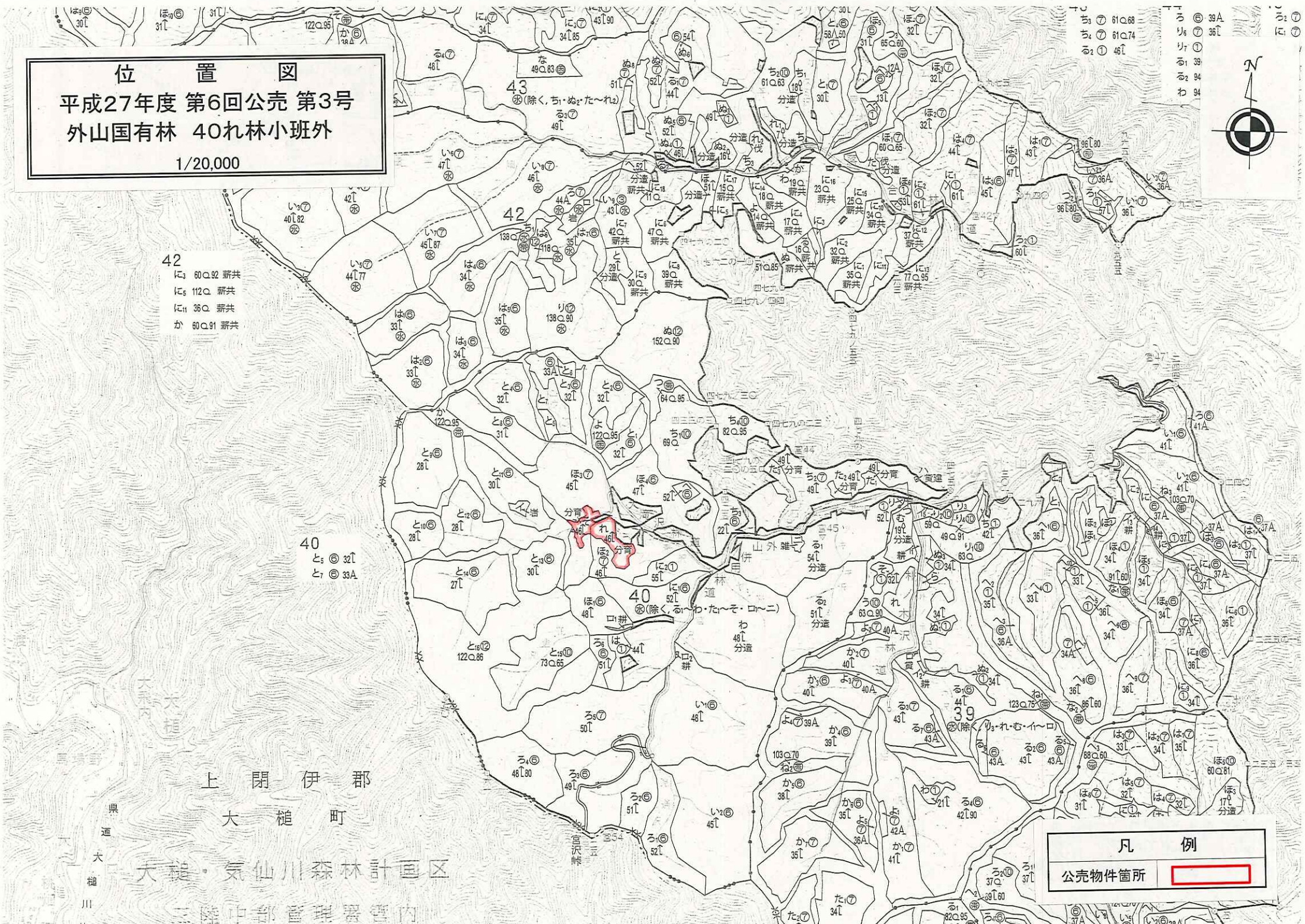
- 40
- と ⑤ ③ 32L
 - と ⑦ ③ 33A

- 40
- に ② ① 55L
 - に ⑥ 52L

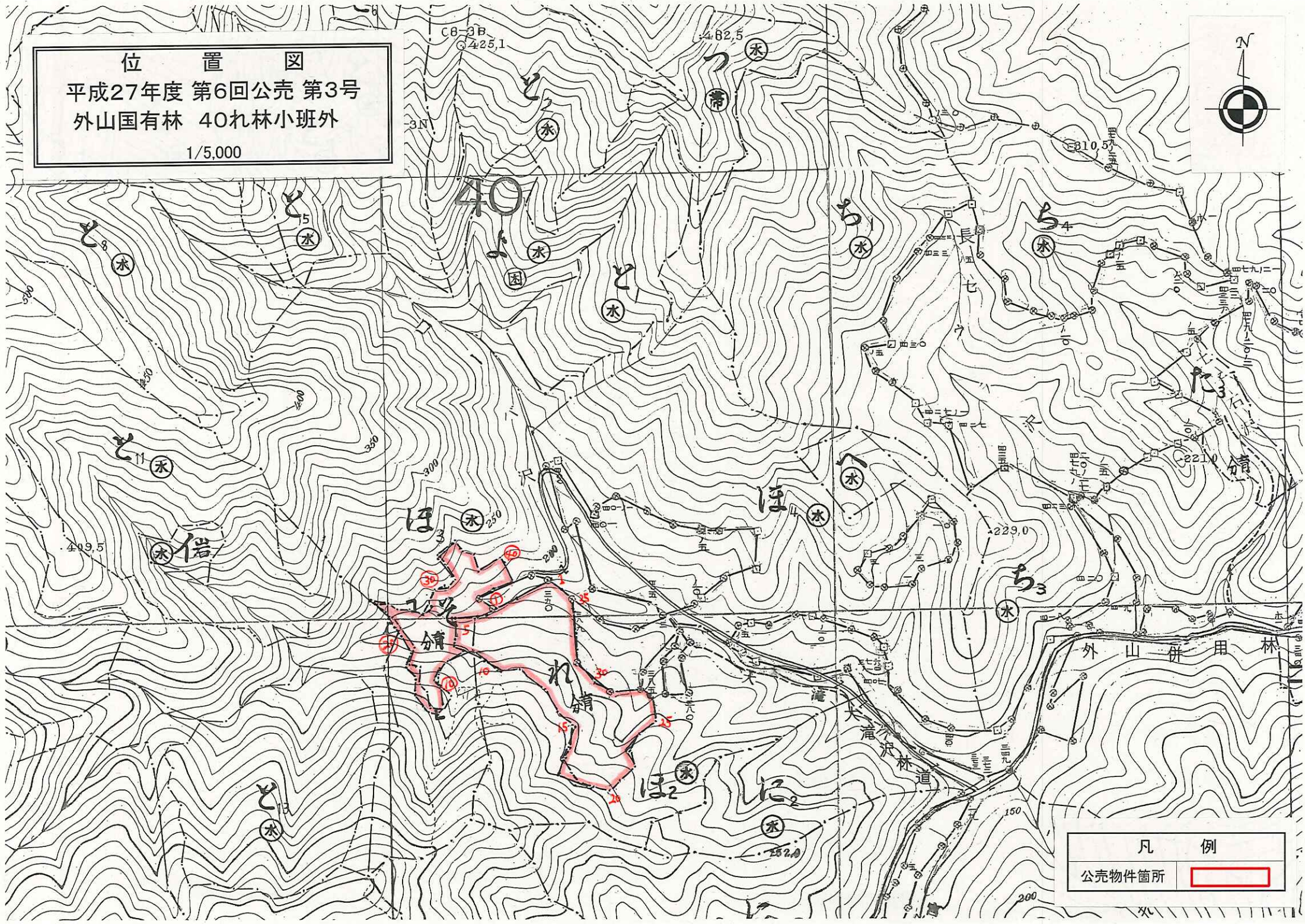
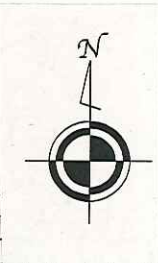
凡 例

公売物件箇所	
--------	--

上 閉 伊 郡
大 槌 町
大槌・気仙川森林計画区
三陸中部管理署管内



位置図
平成27年度 第6回公売 第3号
外山国有林 40れ林小班外
1/5,000





外山国有林40林班れ小班外

売 払 物 件 明 細 書

売払番号	第 4 号	物件所在地	岩手県宮古市赤前 長洞山国有林 4お林小班	搬出期間	36ヶ月
伐採の方法	皆伐				
面 積	7.76 ha				

樹 種	種 類	本 数 (本)	幹 材 積 (m3)	特 記 事 項
スギ	生立木	236	217.54	1 本物件の樹齢は、53年生です。 ただし、この樹齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の樹齢とは必ずしも合致しないこともありますので、ご承知おき下さい。 2 伐採した立木の残材や末木枝条等を、沢縁・土場敷・林道沿線等に放置しないで下さい。 残材や末木枝条等も搬出期間内に整理して下さい。 3 沢及び沢縁を集材する必要がある場合は、河川を汚濁して下流の民生に被害を与えることのないよう、必要な防止措置を講じて下さい。 4 本物件は分収造林です。分収木に関する特約事項は別紙に記載しています。 なお、分収割合は官収：20%、民収：80%です。 5 本物件以外の箇所には保安林が含まれています。搬出に際し使用する場合には作業着手前に作業仕組計画書の提出が必要となり、諸手続きに4週間程度の期間を要します。 6 治山ダム付近の重機の通行は不可とします。 7 今後、本物件の周辺で県道重茂半島線の新設工事が予定されており、一方通行等の規制がかかる可能性がありますのでご了承ください。 8 搬出等に当たって、林道等を損壊した場合は買受者の責において修繕していただきます。また、採石等の敷き込みも買受者で行っていただきます。 9 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署へ連絡し、森林管理署長の指示に従って下さい。 10 作業着手前には管轄森林事務所へ入林届の提出をお願いします。また、作業実行に当たっては、労働安全の諸法令を遵守し、災害発生時には速やかに森林管理署等に連絡して下さい。
アカマツ	〃	929	687.20	
スギNA	〃	213	57.28	
アカマツNA	〃	2,046	717.84	
N計		3,424	1,679.86	
クリ	生立木	32	15.23	
コナラ	〃	2	0.74	
サウグルミ	〃	7	2.73	
ウダイカンバ	〃	1	0.32	
ミズメ	〃	1	0.37	
ホオノキ	〃	6	2.11	
その他広葉樹	〃	15	5.95	
LA	〃	2,743	299.62	
L計		2,807	327.07	
売払 4 号 合計		6,231	2,006.93	

主要樹種径級別本数内訳		
	アカマツ	
	本数 (本)	材積 (m3)
10cm以下	0	0.00
12cm	0	0.00
14cm	0	0.00
16cm	0	0.00
18cm	0	0.00
20cm	1	0.25
22cm	5	1.60
24cm	39	14.82
26cm	104	47.84
28cm	115	60.95
30cm	149	89.40
32cm	87	58.29
34cm	100	74.00
36cm	90	73.80
38cm	67	64.32
40cm	80	83.20
42cm	36	40.32
44cm	22	28.16
46cm	14	19.18
48cm	8	11.76
50cm	9	14.13
52cm	2	3.34
54cm	0	0.00
56cm以上	1	1.84
計	929	687.20

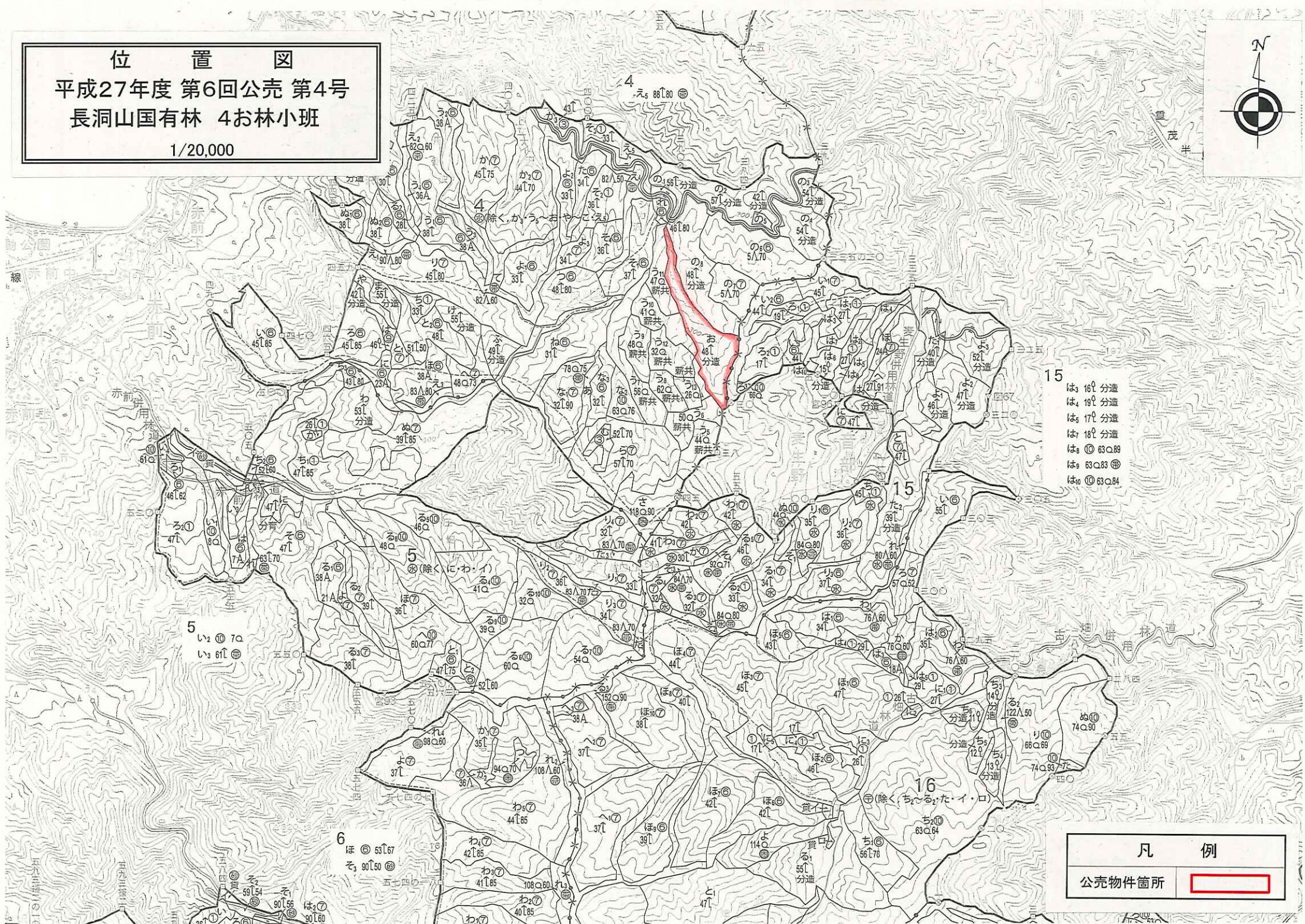
別紙

分 収 木 に 関 す る 特 約 事 項（分収造林）

- 1 売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額（以下「官収分」という）についてのみ認めるものとし、分収権者の分収金に相当する金額（以下「民収分」という。）については、現納とします。

位置図
平成27年度 第6回公売 第4号
長洞山国有林 4お林小班

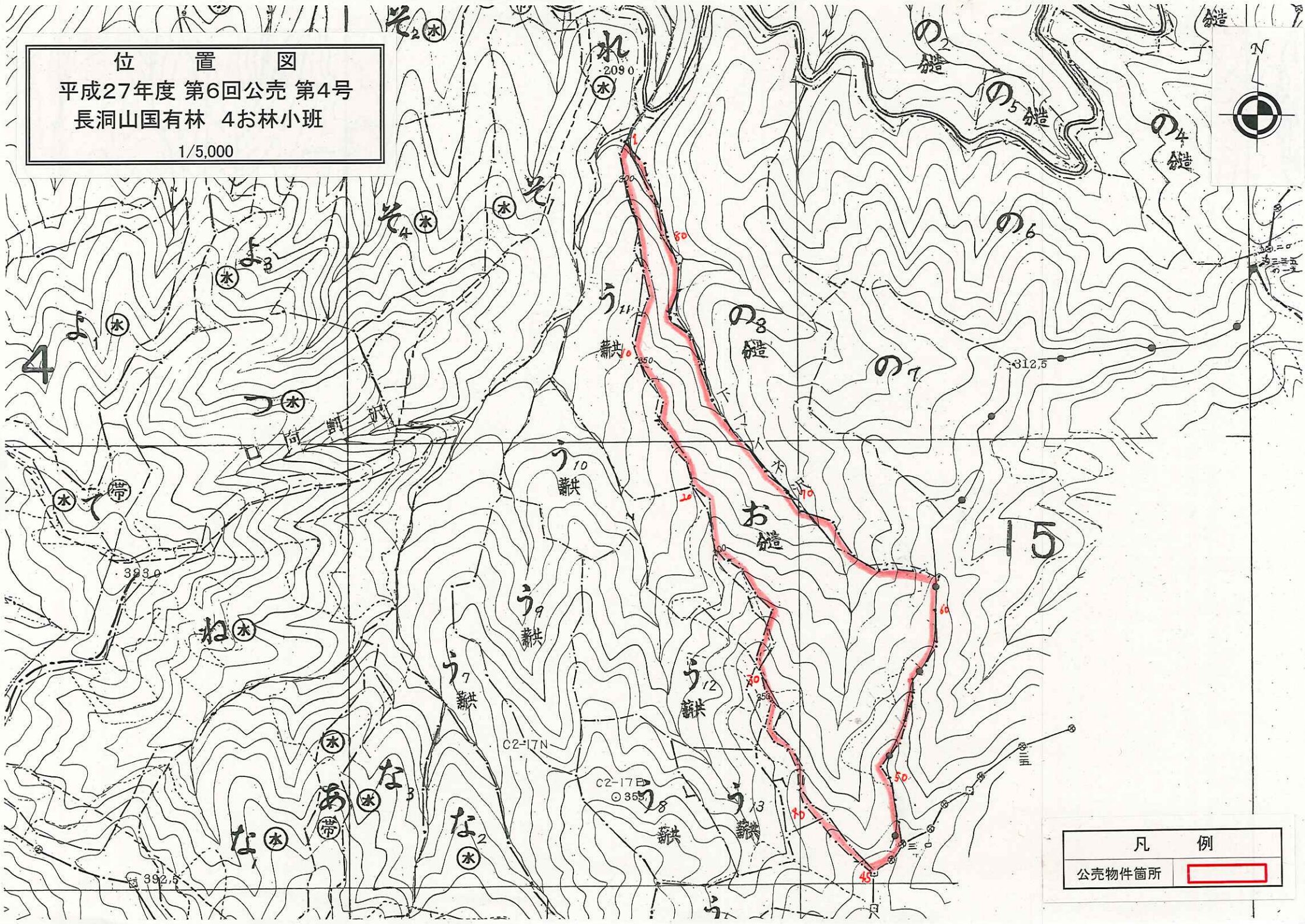
1/20,000



- 15
- は₁ 16^〇 分道
 - は₄ 19^〇 分道
 - は₅ 17^〇 分道
 - は₇ 18^〇 分道
 - は₈ ⑩ 63〇.89
 - は₉ 63〇.83 ㊤
 - は₁₀ ⑩ 63〇.84

凡 例	
公売物件箇所	

位置図
平成27年度 第6回公売 第4号
長洞山国有林 4お林小班
1/5,000



凡 例	
公売物件箇所	